

# 次期総合計画策定方針

平成 28 年 1 月

士 別 市

(平成 28 年 4 月一部改正)

(平成 28 年 7 月一部改正)

# 次期総合計画策定方針

## 1 総合計画策定の趣旨

旧士別市と旧朝日町が合併し、新生「士別市」としてまちづくりをスタートしてから、10年が経過しました。この間、「新市建設計画」を踏まえて策定した「士別市総合計画」のもと、まちづくりを進めてきましたが、これまでの歩みの成果と課題を再度確認し、これからのまちづくりの着実な前進、そして子どもたちが描く夢の実現に努めていくとともに、すべての市民が充実した日々を過ごすことのできる生活基盤を築いていかなければなりません。

これまで、総合計画に関しては、地方自治法第2条第4項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められていました。しかし、国の地域主権改革のもと、平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられました。こうしたなか、本市においては、総合計画を本市のまちづくりの最上位計画として位置づけ、「士別市まちづくり基本条例」第19条で総合計画の策定を義務付けるとともに、「士別市議会基本条例」第15条において、総合計画の基本構想及び基本計画を議決案件として、その重要性・必要性を明確化しています。

平成30年度を初年度とする次期総合計画の策定にあたっては、現在の士別市総合計画の検証のもと、成果と課題を明らかにし、その対策を見極め、これからのまちづくりを展望した計画づくりが必要です。また、「士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進をはじめ、施策や事業の実施にあたって、多様な社会潮流の展望や夢のある発想のもとに、効果的な手法・手段の展開をめざしていかなければなりません。

さらに、TPPなどによるグローバル化の加速や少子化・長寿化の進展など、昨今の社会経済情勢の急速な変化に伴う新たな課題への対応も求められています。

こうした課題にも的確に対応し、中長期的視点に立って、士別市のまちづくりの基本方針となる次期総合計画を策定します。

## 2 総合計画策定の基本的姿勢

次期総合計画については、「士別市まちづくり基本条例」第19条に基づいて策定するとともに、同条例の基本原則に則って策定作業を進めていくものとします。

また、地方を取り巻く環境の変化や多様化する住民ニーズ、地域特性や歴史的経過などに十分配慮するとともに、将来に夢や希望をもつことのできる魅力あふれるまちをつくるための指針としての「視点」に立って、市民共有の目標となるよう策定作業を進めます。

## (1) 計画策定にあたっての視点

### ①本市の将来像を見据えた計画策定

- ・中長期的な視野に立ち、本市の将来像を明確に示した計画づくりを進めます。

### ②市民との協働による計画策定

- ・広く市民の意見を集約するなど、市民の視点に立った計画づくりを進めます。
- ・検討市民委員会など、市民参画のもとに市民と行政が一体となった計画づくりを進めます。

### ③実効性の高い計画策定

- ・行政経営の視点に立ち、基本計画や実施計画と予算との連動性を強め、財政的見通しを踏まえた実効性のある計画づくりを進めます。
- ・真に有効性の高い施策を見極めた計画づくりを進めます。

### ④市民に伝わりやすい計画策定

- ・具体的な目標を盛り込むなど、目標達成度を明らかにできる計画づくりを進めます。
- ・計画の策定段階から推進段階に至るまで、その状況等を公表する計画づくりを進めます。

### ⑤地方創生と連動した計画策定

- ・「地方人口ビジョン」で掲げた将来人口と連動した計画づくりを進めます。
- ・「土別市まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」を考慮した計画づくりを進めます。

### ⑥個別計画と整合性のある計画策定

- ・公共施設マネジメント計画や各種個別計画と整合性のある計画づくりを進めます。

### ⑦地域別の将来像を見据えた計画策定

- ・地区別の課題に対応した計画づくりを進めます。

## (2) 市民参加等による計画づくり

### ①市民や職員の参加・参画による計画づくり

まちづくりが、市民・団体・企業・行政等の本市構成員のすべてによって進められるよう、各種の意見聴取機会やアンケートなどで寄せられた市民の声を活かすとともに、多様な市民参加方式を取り入れた計画づくりを進めます。

また、全庁的な職員の意識高揚に努め、積極的参画を図ります。

### ②策定過程の情報を提供する計画づくり

策定の各段階において、策定作業や内容を可能な限り情報提供し、パブリックコメントをはじめとして、広く市民の意見を聴くことに努めるとともに、各策定段階での意見反映についても柔軟な対応に努めます。

### ③市民に身近でわかりやすい計画づくり

総合計画は、単なる行政計画ではなく、広く市民や地域のまちづくりの指針となる計画であることから、市民に親しまれやすい計画にしていく必要があり、都市像やビジョン、施策、事業などについても、わかりやすい構成や表現に努めます。

## 3 総合計画の役割

計画の役割は、次のとおりとします。

- ①本市のまちづくりの基本方針とします。
- ②市民生活や社会経済活動等の方向を示します。
- ③市勢の将来に夢と希望を与えることができる計画とします。

## 4 総合計画の構成と期間

新しい総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実行計画（展望計画）」「地区別計画」をもって構成します。

### (1) 基本構想

基本構想は、将来に向けて、土別市がめざす総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念を示すものであり、将来のあるべき都市像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものとします。

次期計画における基本構想期間は、平成30(2018)年度を初年度に、向こう8年間の平成37(2025)年度までとします。

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本的施策を体系的に明らかにするものとします。

次期計画における基本計画期間は、基本構想の期間と同様、平成30(2018)年度を初年度に、向こう8年間の平成37(2025)年度までとします。

### (3) 実行計画（展望計画）

実行計画（展望計画）は、基本計画に掲げる基本的施策に基づき、具体的な事業計画を体系づけて定めます。また、重点プロジェクト及び市長公約（マニフェスト）を反映させた短期的な計画とします。その期間は、前期4年を「実行計画」、後期4年を「展望計画」とし、市長任期と連動させた計画とします。

### (4) 地区別計画

地区別計画は、次期総合計画と一体的な計画として位置づけ、その計画期間を平成30年度から33年度までの4年間で構成します。4年後の33年度には、それぞれの各地区別計画を必要に応じて見直しを行いながら、34年度以降の4年間の計画を策定します。

## 5 策定体制

### (1) 市民参画

#### ① 振興審議会への諮問

市の振興に関わる重要施策や総合計画等の主要な各種計画についての審議組織（市長の諮問機関）である「土別市振興審議会」に諮問し、総合的見地からの調査及び審議を求めます。

また、計画内容の充実を図るとともに、策定作業の円滑化を図るため、審議会に分野別の調査・検討等を行う専門部会を置きます。

#### ② 検討市民委員会

市民の目線と協働の視点を重視した総合計画をつくることを目的に、計画の初期段階から市民の参画による検討市民委員会を設置します。

検討市民委員会では、重点プロジェクトの実績に対する評価や、今後の具体的取り組みに対する意見や提案を集約し、提言としてまとめます。

#### ③ 地区別ワークショップ

市内8地区で、地域づくりの目標や地域づくりの取り組みなどを、多くの市民参画のもとで作ってあげていくため、地区別のワークショップを開催します。

ワークショップでの意見を集約し、市長に提案します。

### (2) 庁内策定組織

計画的で円滑な策定作業の進行を図るため、全庁的な推進体制を確立します。

#### ① 計画策定本部

全庁的組織として、副市長を本部長とする「計画策定本部」を設置します。

#### ② 統括会議

計画策定本部に、副市長、教育長、各部長等で構成する「統括会議」を置きます。統括会議は庁内策定組織の統括をはじめ、計画の最終取りまとめを行います。

### ③幹事会

計画策定本部に、次長職及び本部長が指名する課長によって構成する「幹事会」を置きます。幹事会は、施策等の体系的整理や調整、分野別及び分野間における施策・事業の調整を行うなど、策定作業における調整的役割を担い、庁内計画案の取りまとめを行います。

また、振興審議会の専門部会に対応する部会体制及び部会内における班体制を設置し、部会別・班別に調査・検討及び立案作業を行うほか、必要に応じて振興審議会の専門部会との意見交換等を行います。なお、各分野間の調整作業等にあたっては、「幹事会調整会議」により行います。

### ④ワーキングチーム

計画策定本部に、本部長が指名する各課主幹・主査・主任主事・主任技師によって構成する「ワーキングチーム」を置きます。ワーキングチームは、各種資料の収集・整理・分析をはじめ、分野別の施策及び事業等の立案など、計画策定にあたって基本的作業を行い、庁内計画案の立案にあたります。

また、幹事会同様、振興審議会の専門部会に対応する部会体制及び部会内における班体制を設置し、部会別に調査・検討及び立案作業を行うほか、必要に応じて振興審議会の専門部会との意見交換等を行います。なお、各分野間の調整作業等にあたっては、「ワーキングチーム調整会議」により行います。

### ⑤各課の対応

各課においては、課長を中心とする全スタッフの結束のもとに、それぞれが所掌する事務事業等についての検証や今後の施策・事業の立案など、計画の策定に関わるほか、策定本部の各会議体のメンバーに選出された職員への協力体制を確立します。また、各職員個人としても、様々な政策提言等を含め、積極的な参画を期待します。

## (3) その他

市民からの提言等の聴取については、様々な手法によって行うものとし、より全市民的・全市民的な計画としての位置づけを図ります。

## 6 策定スケジュール

### <平成27年度>

- ・庁内策定組織の設置、土別市振興審議会への諮問、検討市民委員会の設置

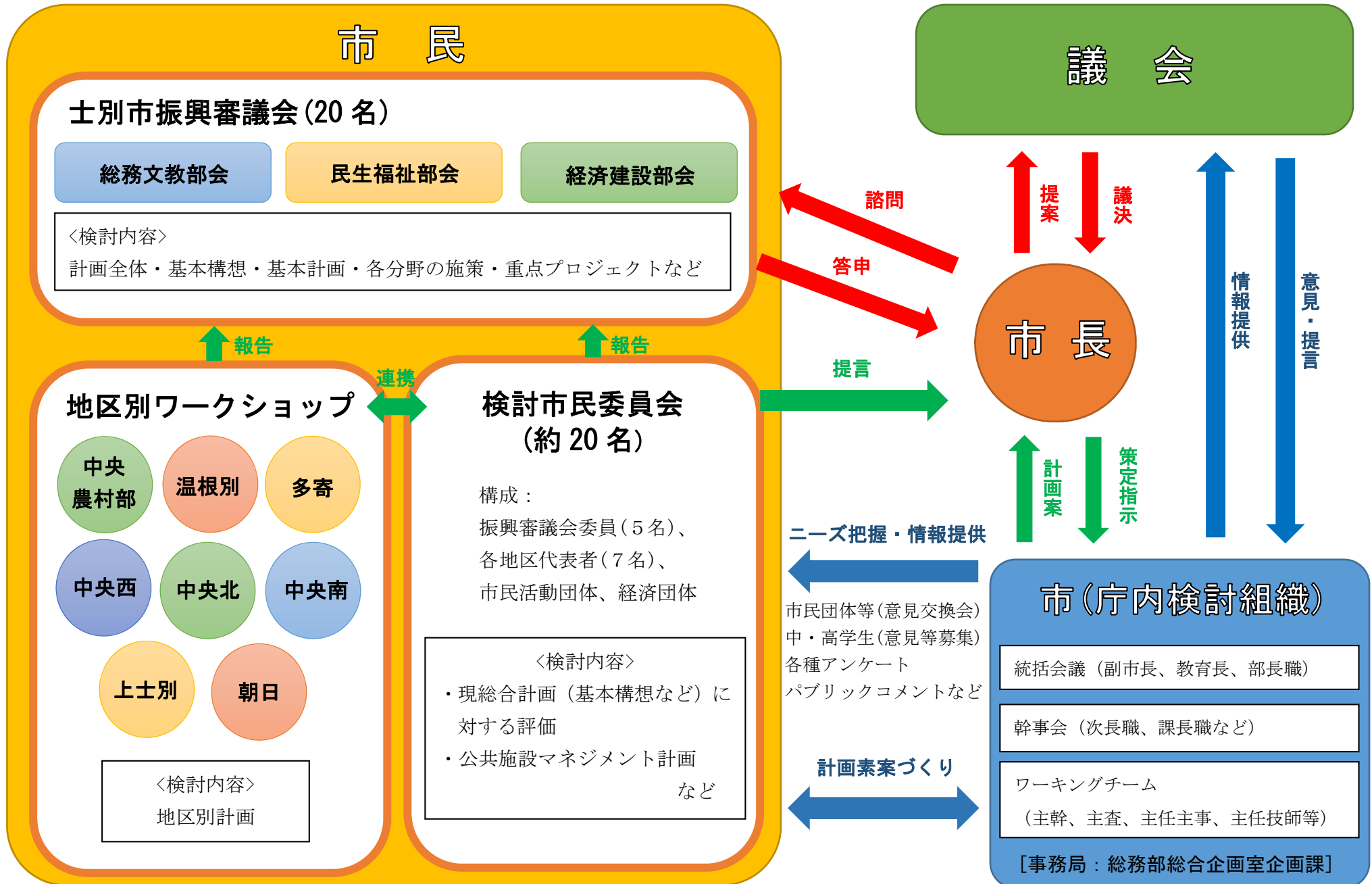
### <平成28年度>

- ・土別市総合計画の検証、市民アンケートの実施、中高生アンケートの実施、地区別懇談会の開催、計画素案の策定

### <平成29年度>

- ・地域説明、各団体との意見交換、パブリックコメントの実施、市議会への提案、次期総合計画の市民告知

# 次期総合計画策定に向けた検討体制



## 「次期総合計画」策定本部の構成と主な役割

[庁内組織（会議体）の名称]

[主な役割]

### 統括会議

副市長（本部長）、教育長（副本部長）、総務部長、市民部長、保健福祉部長、経済部長、建設水道部長、朝日総合支所長、生涯学習部長、市立病院事務局長、消防長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

- ・ 策定本部体制の統括
- ・ 庁内案の最終取りまとめ  
ほか

### 幹事会

代表幹事

総務部次長、市民部次長、保健福祉部次長、健康長寿推進室長、こども・子育て応援室長  
経済部次長、建設水道部技監、朝日総合支所次長、生涯学習部次長、合宿の里推進室長、市立病院事務局長

幹事 本部長が指名する課長

- 庁内案の策定  
(施策等の体系的整理・調整、分野別及び分野間による施策・事業の調整、ほか)

### ワーキングチーム

(本部長が指名する各課主幹・主査・主任主事)

総務文教部会

総務班…主に総務部、総合支所地域住民課、及び消防が所掌する事項  
文教班…主に教育委員会が所掌する事項

民生福祉部会

民生班…主に市民部及び総合支所地域住民課が所掌する事項  
福祉班…主に保健福祉部、総合支所地域住民課、及び市立病院が所掌する事項

経済建設部会

経済班…主に経済部及び総合支所経済建設課が所掌する事項  
建設班…主に建設水道部及び総合支所経済建設課が所掌する事項

- 庁内案の策定  
(各種資料の収集・整理・分析、現状分析と課題の整理、分野別による施策・事業等の立案、分野間の事業等の調整、ほか)

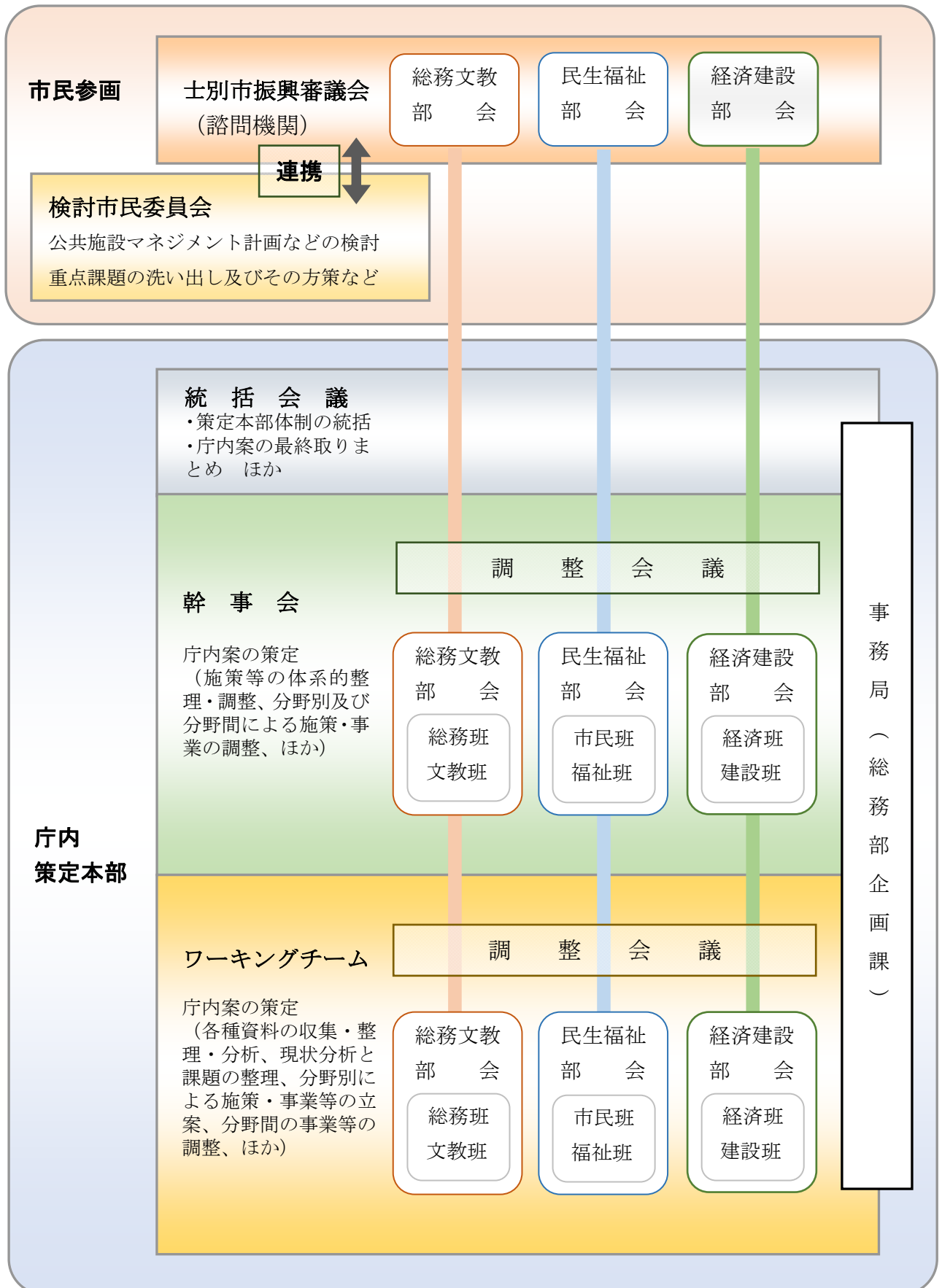
### 事務局

総務部企画課

- 庁内策定組織の総合調整、各種資料等の収集・整理、会議資料等の作成、ほか




## 振興審議会、検討市民委員会と庁内組織との関連



次期総合計画と土別市総合計画の計画期間

○土別市総合計画(現計画)

第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	第7年次	第8年次	第9年次	第10年次
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基本構想(10年)									
基本計画(10年)									
実施計画			実施計画				実施計画		
市長任期		市長任期					市長任期		



○次期総合計画(案)

第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	第7年次	第8年次	
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
基本構想(8年)								
			検証					検証
基本計画(8年)								
			調整	基本計画(8年)				調整
実行計画(4年)				展望計画(4年)				
			調整	実行計画(4年)			展望計画(4年)	
市長任期				市長任期			市長任期	

次期総合計画と士別市総合計画の構成における比較

次期総合計画

士別市総合計画

士別市まちづくり基本条例

- 1. 計画の策定にあたって
- 2. 総合計画の位置付け

はじめに

- 1. 計画の策定にあたって
- 2. 士別市の概況(位置・地勢、沿革、人口と世帯の推移)
- 3. 市民憲章・都市宣言
- 4. わがまちの個性
- 5. 時代の潮流
- 6. 士別市を取り巻く課題
- 7. 計画策定にあたっての視点

士別市の概要

- 1. 士別市の概況(位置・地勢、沿革、人口と世帯の推移)
- 2. 市民憲章・都市宣言
- 3. わがまちの個性
- 4. 時代の潮流
- 5. 士別市を取り巻く課題
- 6. 計画策定にあたっての視点

基本構想(8年)

基本構想(10年)

- 1. 計画の構成
- 2. 基本理念 「地域力」を高め、「地域力」で進めるまちづくり
- 3. めざす都市像 天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち(サブテーマ) いきいき のびのび 地域の力でまちづくり
- 4. 将来人口
- 5. 土地利用
- 6. 各地域がめざす将来像(キャッチフレーズ)
- 7. 公共施設マネジメント

- 1. 計画の構成
- 2. 基本理念 「地域力」を高め、「地域力」で進めるまちづくり
- 3. めざす都市像 天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち(サブテーマ) いきいき のびのび 地域の力でまちづくり
- 4. 基本目標
  - 市民の力で自立したまちを築く仕組みづくり
  - ぬくもりで支え合うすこやかな地域づくり
  - 個性と活みなぎる産業と交流の場づくり
  - やすらぎと潤いあふれる生活環境づくり
  - 心のゆたかさで生きる力をはぐくむ人づくり
- 5. 計画の体系
- 6. 重点プロジェクト
  - ☆こだわり交流プロジェクト
  - ☆いきいき健康プロジェクト
  - ☆すくすく子育てプロジェクト
  - ☆さわやか環境プロジェクト
  - ☆はつらつ産業プロジェクト
- 7. 将来人口
- 8. 土地利用

基本計画(8年)

基本計画(10年)

- 1. 基本目標(現状と課題含む)
- 2. 計画の体系

5つの基本目標に基づき、大項目(5つの基本目標)、中項目(13分野)、小項目(45分野)で体系的に整理  
それぞれ、小項目ごとに「現状と課題」、「施策の基本方向」、「施策の内容」、「主な事業」として整理

実行計画(前期4年)・展望計画(後期4年)→ローリング

実施計画(毎年、向こう3カ年を計画)

- 1. 重点プロジェクト事業
- 2. マニフェスト事業
- 3. 基本目標に基づく、各種事業

[平成26年度末] ハード189事業・ソフト211事業